

令和4年度 第5回 城陽市環境審議会 議事録

日時	令和5年2月10日(金) 午後2時00分～午後3時30分
場所	城陽市役所本庁舎4階 第2会議室
議題	◆城陽市地球温暖化対策実行計画(最終案)について ◆(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例の制定について
出席者	委員 新川会長、中原委員、田浦委員、弘本委員、宮永委員、岡本委員、 河岸委員 (オブザーバー) 城陽環境パートナーシップ会議 大野会長
	行政 (事務局) 森田市民環境部長、堤市民環境部次長、成田環境課長、太田

<質疑等の概要>

(以下、会長発言を「会」、委員発言を「委」、事務局発言を「事」、オブザーバー発言を「オ」とする。)

城陽市地球温暖化対策実行計画(最終案)について

事務局より説明。

委) 概要版について、テキストとしてはよくまとめられていますが、城陽市で皆が参加して作成した計画だということが分かりにくいかと思います。パートナーシップ会議、学校や事業者等、多くの方が協力して作成したものだということや、城陽市の特性及び課題が分かるようにしてはいかがでしょうか。世界的な状況等についての基礎知識の記載があるのは良いと思いますが、それだけではなく、城陽市の課題や解決へのエコアクション等についての記載があった方が良いと思います。

委) 概要版の内容に加えて、具体例等があれば分かりやすいと思います。例えば、身近な取組の「19 地産地消」の場所等、具体的内容を追記してもいいのではないのでしょうか。また、「20 コンポスト」についても、処理機購入の必要性、処理機に代わる堆肥作成ケースの存在等、具体的な情報があると、概要版を見た際にアクションを起こしやすくていいかと思います。

委) 概要版について、ゼロカーボンシティ以外の部分は一般的な情報ですので、できる限り城陽市独自の内容をピックアップして、これらを2050年に向けて取り組んでいくという形でまとめた方がいいのではないのでしょうか。

委) 最終案の環境学習の教育・推進において、環境教育は子供たちだけでなく、大人等の市民一人ひとりに対して意識づけをしていかないといけないと感じます。環境学習の映画を上映する等により、一人ひとりの意識付けを実施すれば、アクションを起こしやすくなるのではないのでしょうか。また、鳥羽市のリサイクルセンターを見学に行った際、各家庭から排出された生ごみでリサイクル堆肥を生産する施設があり、本堆肥を用いて土を作り畑で使用するという循環システムが出来ていました。本システムは、市単位で出来るものであると感じており、CO₂削減にも貢献できる、持続可能な仕組みだと思っています。堆肥で良い土を作り、いい作物を作ること、循環可能な社会ができると思います。そのような環境教育が、市民一人ひとりにできていないと思いますので、映画上映等で実施できたら良いと感じます。

事) 大人向け講座として、地球温暖化防止教室を毎年実施しております。今年度におきましては、電気料金の値上がりを考慮し、身近にできる省エネの取り組みを紹介できるよう講師を招いて実施する予定です。ご意見のように、映像で見ることで印象に残るインパクトがあり、行動に結びつくと思いますので、映画上映等について、今後検討していきたいと思っています。

委) 資料3に記載はないですが、66ページのコラムの一番下に記載されている、東京都の太陽光発電の義務化に係る条例について、前回の審議会から記載が変わっていると思います。また、用語解説の111ページの気候変動枠組条約について、「地球サミットにおいて採択」と記載されていますが、正しくは「国連総会で採択」ですので修正をお願いします。

委) 66ページの項目名が「コラ」になっているので、「コラム」に修正をお願いします。

会) 最終案につきましては、今後計画を進めていく上で、市民への環境教育、循環型社会におけるリサイクルのあり方、住宅への太陽光パネル設置等の再エネ条例制定等について、検討しつつ進めていただければと思います。また、誤字脱字や用語集の誤りについて修正いただきたいと思います。概要版につきましては、本市の環境の特性等を反映し、市民の多くの意見を踏まえたプロセスであることや、計画の取組方法等、具体的な視点を入れる等の工夫をしていただければと思います。

(仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例の制定について

事務局より説明。

委) 3 ページ「⑥自動販売機への回収容器設置」について、回収容器を設置すると、異なるごみを入れられて、かえって回収し辛いという問題もあると聞いていますが、その対策も含めて考えておられるのでしょうか。

事) 家庭ごみを入れられる等により、ごみ箱を撤去されていく例もあると思いますが、ペットボトルや缶等をしっかりとごみ箱に廃棄してもらえるような状況を作っていくために、設置を考えています。なお、自動販売機を設置する場合、設置に係る協議会にて作成されたガイドラインに従い、ごみ箱を設置する形になっていっておりますので、ごみ箱を設置していない自動販売機についても、ポイ捨てを禁止するためにゴミ箱を設置してほしいとお願いしていく予定です。

委) 資料内に「交流人口の増加」との記載がありますが、現時点で本条例を制定しようとなった要因は、本記載内容が大きいのでしょうか。現状、ポイ捨てが増えてきているのでしょうか。また、市外住民への周知のために本条例を制定されるのでしょうか。

事) 市内のポイ捨ての状態としましては、ポイ捨てが無いわけではないですが、一般的にはポイ捨てが少ないと感じる方が多くいらっしゃる、クリーン活動等の清掃活動の成果が一定あるかと思っています。また、アウトレットの開業により何万人もの市外住民が訪れることとなりますが、綺麗なまちを維持することをアピールし、発信していくことでポイ捨ての抑止にもなりますので、まちが変わるタイミングで綺麗なまちを発信していくものと考えております。

委) ポイ捨てがあった際に、誰が取り締まるのでしょうか。取り締まりは、現行犯でないと難しいと思います。

事) 不法投棄の取り締まりのために市内をパトロールしている監視員が、市内巡回を実施する予定です。ポイ捨てが多くなる場所等の巡回を考えております。罰則として過料を規定していますが、実際に徴収するのは難しいと考えております。

委) 市民がポイ捨ての現行犯を発見した場合、通報は想定していますか。

事) 取り締まりではなく、啓発が目的の条例と想定していますので、通報を受けて取り締まることは想定しておりません。通報を受けて対応とした市町におきまして、通報が多す

ぎて事務が回らなくなったという話を聞いていますので、通報対応は難しいと考えております。啓発により皆できれいなまちにしていこうという趣旨で、本条例を制定したいと考えております。

委) 市外住民への周知はどうように実施しますか。

事) 周知方法が今後の課題です。例えば看板の設置等が挙げられるかと思いますが、看板を設置しすぎると美観上の問題もありますので、試行錯誤で取り組んでいきたいと考えております。重点区域を最初から設定するつもりはありませんが、人の集中する場所である、まちの入口、駅等で重点的に啓発、お知らせすることは必要かと考えております。

事) 本条例におきまして、ごみ箱の設置の中に煙草の灰皿も含めておりますが、煙草については健康増進法で規制がされております。煙草の自動販売機横に灰皿を設置するとポイ捨て防止にはなりますが、煙草を吸っていいと思われることを危惧しております。また、健康増進法におきましては、灰皿を設置するには環境に配慮するよう規定されております。他市町村におきましては、灰皿を撤去している状況もあると聞いておりまして、設置の可否について苦慮しておりますので、灰皿の設置についてご意見をいただければ幸いです。

委) 城陽市内の煙草の自動販売機の台数は多いのでしょうか。

事) 減少傾向にあると思います。煙草の自動販売機自体が、今後はマイナンバーカード等に対応したものになっていくのではないかと考えています。コンビニエンスストアに灰皿が設置されているのを見かけており、煙草を吸うためなのか、入店前に煙草を捨ててもらうためなのか分かりませんが、店舗入口付近ではなく隅の方に設置されている理由は、健康配慮だと聞いております。

委) 一般的に煙草は、自動販売機の前で吸うものなのでしょうか。自動販売機の前で吸っているのを見たことがないのですが、灰皿の設置は意味があるのでしょうか。

事) 一喫煙者としての意見としましては、灰皿がないところで吸うのは、マナーとして許されるものでないのでは吸わないですが、自動販売機の横に灰皿があれば、吸っていいサインとして捉えることもあるかと思えます。

会) ごみ箱を撤去されるケースは、人通りが多い場所等であるのではないかと思います。城陽市の状況を考慮すると、ペットボトルの回収容器や、煙草の灰皿の設置等は適正に実施できるかもしれませんが、条例制定にあたっては、環境配慮を但し書きに入れる等の

工夫が必要かもしれません。ごみのリサイクルや処理が適正に実施されていること、周辺の美化や健康に影響を及ぼさないよう配慮することを、条例上の但し書きや留意事項として記載することが必要かもしれませんので、検討していただきたいと思います。

委) 周知方法として、コンビニエンスストア等の販売場所における周知があればいいと思います。本来であれば、デポジット制度にすれば良いかと思いますが、ペットボトルそのものを減らせるよう、給水スポットを整備する等、水筒を使う際に便利な仕掛けがあれば良いと思います。

委) 本条例制定にあたっては、しっかりPRしないとトラブルになるかと思っています。

事) 過料の規定もありますし、周知はしっかりと実施していく予定です。なお、現状、過料は2万円以下としておりますが、規則の中で、2千円程度で設定しようと考えております。東京都等の路上喫煙に対する事例として、2千円前後としている場合が多いので、2千円程度で検討しております。

委) 少し注意したら逆上する人もおり、怪我をさせられたら大変ですので、しっかり周知を行い、注意する人が自信をもって注意できるようにしていただきたいです。

委) 現状どのような事案があるのか、具体的にどのエリアでどのような問題が発生しているのか、どのようなごみが放置されているのか、といった状況を把握した上で条例制定の検討を進めた方が、条例を作ったにも関わらずポイ捨てが減らない、という事態にはならないと感じます。調査を実施した上で、その結果を基に条例を制定し取り締まるという流れになるよう、現状の実態等について調査しておくが良いかと考えます。また、ポイ捨ての問題は古くからあり、元々は美観や生活環境の問題として扱われてきたかと思いますが、近年ではプラスチックの資源循環、生態系への影響といった、より大きな位置づけに状況が変わってきていますので、前文の箇所に資源循環や生態系の視点を加えてはいかがでしょうか。単にごみが目障りだということではなく、より大きな環境問題に繋がることを伝えると良いかと思います。また、海洋プラスチックごみにつきまして、河川ごみの内容を記載してはいかがでしょうか。城陽市には木津川という大きな川がありますので、城陽市らしいと感じられるのではないかと思います。

事) 調査に関しまして、家庭ごみについてはデータの積み上げがありますが、ポイ捨てについてのデータはありません。但し、市内一斉クリーン活動の中で、どのようなごみが多いのか実感として持っているものはあり、タバコの吸殻、ペットボトル、プラごみが目立ってきております。海洋プラスチックごみは、8割が陸域から流れ込んでいると聞いておりますので、いかに陸上でのごみを減らすかが重要だと考えております。SDGs

の14番に記載があるように、海に接していないから海洋プラスチックごみに関係ないのではなく、城陽市にも関係があることを前面に出していきたいと考えております。また、前文等への記載方法については、今後検討していきたいと考えております。

委) ポイ捨てが多い場所があった場合、自治会からの要望等により、重点地域に指定していただけるのでしょうか。

事) 重点地域はピンポイントではなく、駅周辺、商業施設周辺、それらへ繋がる道路といった形の指定が考えられます。個別の投棄が多い箇所につきましては、国、府、警察と連携しながら、従来の不法投棄対策の仕組みで対処していこうと考えております。

委) J Tが様々な地域で大規模なごみ拾いイベントを実施しているかと思っておりますので、J Tの活動を調べてみてはいかがでしょうか。

オ) 京都市では、自転車放置禁止区域で自転車の回収等について厳しく対応されています。本条例につきましてどの程度の実施ができるか分かりませんが、条例を制定することは、市民にそれだけの義務を負わせることになると感じました。

会) 条例の制定におきましては、市民の皆さんに知っていただかないと、条例の本来の趣旨が生きていかないと思っておりますので、条例を制定された後の活用方法も含め、覚悟を持って事務を進めていただきたいです。海洋プラスチックごみにつきまして、城陽市で捨てたごみもいずれ海に至るのは明らかですので、城陽市の責任として地球環境汚染の原因を作ってはならないという考えが重要かと思っております。そういった主旨を加えていただければと思います。また、ポイ捨ての対策として、適切な重点地域の設定や禁止内容の精査について、検討いただきたいと思っております。自動販売機や付随する回収設備につきましては、様々な問題がありますので、しっかり議論いただきたいと思っております。また、過料は市職員だけでなく、権限を代行する者も徴収することができますので、徴収は不可能ではないですが現実的ではないので、過料の記載は条例上の覚悟を示す手立てとして位置付けることになっていくかと思っております。また、周知方法についても大きな課題かと思っております。条例は城陽市内に適用されますが、市外住民も対象となりますので、そういった方々にも伝わる工夫をしていただければと思います。そもそもポイ捨てしてしまうものを作らないという点も検討していくことで、ポイ捨てを無くし、環境汚染を小さくしていくという視点も持ちながら、条例制定に進んでいただければと思います。

会) 以上で本日の会議を終了します。

以上。